建築·都市整備·道路委員会 令和元年5月27日 道路局

市第4号議案

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の全部改正について

1 これまでの経緯

道路局が所管する6か所の地下駐車場の経営改善と市民サービスの向上に向け、運営方法の見直しを検討した結果、<u>指定管理者による一括管理の導入</u>と<u>利用料金(上限</u>額)の改定について、平成31年第1回市会定例会においてご報告しました。

今回は、見直しの実施に必要な条例の全部改正について提案します。

2 全部改正とする理由

現在の条例は、道路法に基づき道路管理者が徴収する駐車料金や徴収方法等について定めています。改正案は、地方自治法に基づく「公の施設」としての自動車駐車場の設置や指定管理者の指定及び利用料金等について、広く規定する必要があるため全部改正とします。

3 主な改正内容(要旨)

第4条(指定管理者の指定等)

指定管理者が<u>6か所の地下駐車場を一括して管理</u>することと、指定の手続きについて定めます。

第7条(利用料金等)

指定管理者が利用料金を収受できる利用料金制とします。

また、指定管理者が定める利用料金の上限額 について定めます。

【料金設定の考え方】

| | 現行 | 改正後 |
|-----|-----|---|
| 根拠法 | 道路法 | 地方自治法 |
| 考え方 | | 周辺の民間駐車場の最高額を条例に 定め、指定管理者はこの範囲内で市長 の承認を得て利用料金を定めて収受 できる。 |

第 12 条 (入場の拒否)、第 13 条 (禁止行為)

駐車場の適切な管理のため、入場を拒否することができる場合と駐車場内での禁止行為を定めます。

第 14 条(指定管理者選定評価委員会)

指定管理者の候補者の選定、指定管理者の業務に係る評価等を審議するため、委員 10 人以内の委員会を設置します。

4 今後のスケジュール (案)

・令和元年7月 事業者の公募

・令和元年 10 月 事業者候補の選定・令和元年 12 月 指定管理者を指定する議案の上程(第4回市会定例会)

· 令和 2 年 1 月 協定締結

・令和2年4月1日 改正条例施行、指定管理者による運営開始

横浜市道路附属物自動車駐車場の効率的な運営方式への見直しの検討状況について

資料 4

建築・都市整備・道路委員会平成 31年2月13日道路局

1 趣旨

道路局が所管する市内 6 か所の横浜市道路附属物自動車駐車場について、経営改善と市民サービスの向上に向け、効率的な運営方式の見直しを検討していますので、その内容について報告します。

2 現状と課題

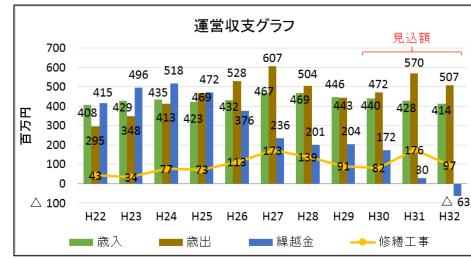
(1) 現状

都心部の無秩序な路上駐車による交通渋滞や交通事故防止を目的に、平成3年度から14年度までに6か所の駐車場を建設し、駐車場毎に運営を委託しています。

(2) 運営上の課題

駐車場の運営費については、主に料金収入で賄い、黒字分は、繰越金として修繕工事のために積み立ててきました。

しかし、近年の料金収入の減少に加え、駐車設備等の経年劣化に伴う修繕工事により支出が増加し、25年度以降は、積み立ててきた繰越金を使って運営しています。



今後も同様の傾向が続いた場合、32 年度には、繰越金を使い切り、一般会計からの繰り入れが必要となることが想定されます。

3 経営改善のための方策に関する検討状況

運営上の課題解決につながる最適な管理・運営方式を検討するため、民間駐車場事業者と対話を行うサウンディング調査を実施し、駐車場の経営改善につながる貴重な意見をいただきました。

(1) サウンディング調査における主な意見 (平成 30 年 7 ~ 8 月 実施)

1 市場性について

- ◎観光客等の利用者市場を取り込むほか、それぞれの利点を活かした展開が可能。
- ◎コスト削減等に取り組むことで市場性は見込める。

2 採算性、効率的な稼働方法について

- ◎平日や休日、イベントなどを加味した柔軟な料金とする。
- ◎稼働状況を見ながらの設備の部分停止や空きスペースの有効活用等による経費削減が可能。
- ◎ 6 か所の地下駐車場の管理を集約すれば運営経費の削減効果は得られる。

3 管理・運営方式について

- ◎有人管理のメリットを活かした接客面などの細やかな運営が必要。
- ◎改善や成果に対して一定の報酬などのインセンティブがはたらく運営方式が必要。

4 留意点・配慮事項等について

- ◎案内サイン・表示類の拡充や高齢者・妊婦などへの思いやりスペース等の設置。
- ◎長期の契約にすることで、設備面の維持管理も含めた運営が可能。

5 付加価値作りの活用方法、提案

- ◎駐車場の予約システムやポイント制度を導入し、市民サービスの向上が可能。
- ◎周辺施設と提携したサービスの提供が可能。 ◎カーシェアやレンタカーなどの導入。

(2) 見直しの方向性

ア 指定管理者制度の導入

施設の現状維持を前提に、現行の「運営委託」から、「**指定管理者制度」を導入し、 6か所の駐車場を一括で管理すること**について検討を進めています。

≪運営方式の比較≫

| 手法 | 運営委託(現行) | 指定管理者 |
|-------------|---|---|
| 概要 | 契約に基づく管理運営業務の委託 | 公共施設の管理権限を指定を受け たものに委任 |
| インセンティブ | 委託業者には、インセンティブの 付与がなく、契約範囲内で業務を 行うため、売上や市民サービスの 向上に繋がらない | 事業者には、経営改善の成果に対 するインセンティブを付与できる ため、売上や市民サービスの向上 が期待できる |
| 本市の 財政負担 | 今後、駐車設備の修繕工事費等の 増加により一般会計からの繰り入 れが必要 | 経営改善に伴う利用増や6か所の 駐車場を一括管理による運営経費 の削減ができ、財政負担の軽減が 図れる |
| 契約期間 | 3 年間 | 5 年間 |
| 市内企業の 活用 | 市内の中小企業6事業者に業務を 委託している | 物品購入や小規模修繕は市内中小 企業へ発注することを公募条件に することは可能 |
| 総合評価 | 契約の範囲で運営を行うため、売 上向上を含めて経営改善を行うこ とは難しい | 5年間の短期間であっても、経営 改善や、民間事業者の創意工夫に よる市民サービスの向上が期待で きる |

イ 利用料金(上限額)の改定

現在の利用料金は、条例で上限金額を、施行規則で駐車場ごとの具体的な金額を定めていますが、平日と休日等の区別のない同一の料金体系となっています。

指定管理者制度では、条例で定める料金の範囲内で、指定管理者の判断や創意工夫により、平日と休日等で異なる利用料金とすることなども可能となります。

指定管理者による柔軟な料金設定を可能とし、市民サービスの向上につながるよう、条例で定める利用料金(上限額)の改定について検討を進めています。

4 今後のスケジュール (案)

・平成31年5月 【平成31年第2回市会定例会】

「横浜市道路附属物自動車駐車場条例」の改正案の提出

・平成31年12月 【平成31年第4回市会定例会】

公墓により選定した「指定管理者の指定」について提案

・平成32年4月 新たな運営方式(指定管理者)による運営の開始

≪参考≫

横浜市道路附属物自動車駐車場の概要

| | 名 称 | 福富町西公園 | ポートサイド | 馬車道 | 山下町 | 日本大通り | 伊勢佐木長者町 |
|-----------------|------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 24 2 | ·₩·□+ □□ | 24時間 | 6:00~24:00 | 24時間 | 24時間 | 24時間 | 24時間 |
| 呂多 | 業時間 | 年中無休 | 年中無休 | 年中無休 | 年中無休 | 年中無休 | 年中無休 |
| 所在 | 生地 | 中区福富町西通 | 神奈川区栄町 | 中区本町6丁目 | 中区山下町 | 中区日本大通 | 中区長者町 |
| 収容 | 学台数(二輪) | 184台 | 200台 | 200台(25台) | 193台(26台) | 200台 | 200台 |
| 階数 | 汝 | 地下4階 | 地下2階 | 地下2階 | 地下3階 | 地下3階 | 地下3階 |
| 延足 | 末面積(㎡) | 7,631.17 | 8,319.13 | 10,078.74 | 10,580.41 | 7,576.68 | 7,606.11 |
| 医子 = | ≠取++ | 自走•機械式 | 機械式 | 自走•機械式 | 自走·機械式 | 機械式 | 機械式 |
| 為土上 | 車形式 | 昇降横行式 | 平面往復式 | 昇降横行式 | 昇降横行式 | 平面往復式 | 平面往復式 |
| 開э | 業 | 平成9年4月1日 | 平成10年6月25日 | 平成11年4月26日 | 平成13年4月20日 | 平成14年4月17日 | 平成15年4月22日 |
| 事業 | 美年度 | 3年度~8年度 | 4年度~9年度 | 3年度~10年度 | 3年度~12年度 | 7年度~13年度 | 6年度~14年度 |
| 29 | 利用台数 | 41,587台 | 63,357台 | 68,666台 | 63,515台 | 60,340台 | 41,118台 |
| | 料金収入 | 3,983万円 | 7,253万円 | 7,911万円 | 8,253万円 | 7,340万円 | 5,012万円 |
| 績 | 運営委託料 | 3,783万円 | 3,823万円 | 3,218万円 | 3,191万円 | 3,710万円 | 3,729万円 |

福富町西公園地下駐車場



ポートサイド地下駐車場



山下町地下駐車場



日本大通り地下駐車場



伊勢佐木長者町地下駐車場



<周辺駐車場の相場と現行料金一覧> ※平成30年7月周辺調査実施

(1) 福富町西公園

| 周辺駐車場(有人) | 答記 | 現行(上限) |
|-----------|---------------------------------|---|
| 円/h | 回り | 円/h |
| 620 | 1 | |
| 400 | 4 | 420 |
| 310 | 2 | (210円/30分) |
| 300 | 2 | (210円/30分) |
| 250 | 1 | |
| | 円/h 620 400 310 300 | 円/h 620 1 400 4 310 2 300 2 |

(2) ポートサイド

| <u>-/ / </u> | | | |
|--|-----------|----|-------------------|
| | 周辺駐車場(有人) | 箇所 | 現行(上限) |
| | 円/h | 固別 | 円/h |
| 野市如今 | 620 | 2 | 620 |
| 財車料金 (休日) | 600 | 3 | 630 (315円/30分) |
| (1/1-1) | 500 | 1 | (315円/30分) |

(3) 馬車道

| 10 | | | | |
|-----|--------------|-----------|----|------------|
| | | 周辺駐車場(有人) | 箇所 | 現行(上限) |
| | | 円/h | 固切 | 円/h |
| | | 700 | 1 | |
| | F | 600 | 2 | 520 |
| | 駐車料金 (休日) | 400 | 3 | (260円/30分) |
| | (1/4) | 310 | 1 | (200円/30分) |
| | | 300 | 1 | |
| . ' | | | | |

(4) 山下町

| (<u>4) 川卜町</u> | | | |
|-----------------|-----------|----|------------|
| | 周辺駐車場(有人) | 箇所 | 現行(上限) |
| | 円/h | | 円/h |
| | 1,000 | 1 | |
| | 800 | 2 | |
| | 700 | 2 | |
| 上 駐車料金 | 600 | 2 | 520 |
| (休日) | 520 | 2 | (260円/30分) |
| | 500 | 2 | (200円/30分) |
| | 490 | 1 | |
| | 400 | 3 | |
| | 300 | 2 | |

(5) 日本大通り

| , , , , , , , | 周辺駐車場(有人) | 箇所 | 現行(上限) |
|---------------|-----------|--------|------------|
| | 円/h | 固別 | 円/h |
| | 1,200 | 1 | |
| 駐車料金 | 600 | 3 | 520 |
| (休日) | 500 | 1 | (260円/30分) |
| (1/4) | 400 | 3 | (200円/30分) |
| | 100 | 1 | |

(6) 伊勢佐木長者町

| ` ` - | , , , , , , , , , , , , , , , , , , , | | | |
|-------|---|-----------|----|------------|
| | | 周辺駐車場(有人) | 箇所 | 現行(上限) |
| | | 円/h | 固切 | 円/h |
| | 駐車料金 | 800 | 2 | 420 |
| | は は は は は は は は は は は は は は は は は は は | 600 | 4 | (210円/30分) |
| | (14日) | 400 | 4 | (210円/30万) |

※「現行(上限)」の料金は、平成31年10月1日からの消費税増税後の額を記載